

名古屋市四間道町並み保存地区保存計画

1. 基本計画

- 1 沿革
- 2 現況
- 3 保存地区の特性
- 4 保存に関する基本方針

2. 建造物の指定

3. 保存整備計画

4. 環境整備計画

5. 助成措置

別表

1. 伝統的建造物
2. 必要物件
3. 修理基準 A (伝統的建造物の主屋)
4. 修理基準 B (伝統的建造物の土蔵)
5. 修景基準 (伝統的建造物以外の建造物)
6. 補助基準

別表1、2については省略しています。詳しくは
歴史まちづくり推進室までお問い合わせください。

名古屋市四間道町並み保存地区保存計画

昭和 61 年 6 月 10 日
名古屋市教育委員会

名古屋市町並み保存要綱（昭和 58 年 8 月 15 日実施。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、名古屋市四間道町並み保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1 基本計画

1. 沿革

(1) 城下町成立時と四間道周辺

四間道及びその周辺地区は、碁盤割りの名古屋城下町の西にある堀川の西岸に位置する。名古屋城下町は、尾張徳川氏の本拠地として、それまでの政治的中心であった清須から、武家・社寺・町家・町名までが総移転した「清須越」によってつくられたまちである。

城郭の建設は、慶長 15 年（1610 年）にはじまり、同 17 年には天守が完成したといわれる。また、慶長 17 年（1612 年）には検地町割が行われ、慶長末年から元和にかけて（1620 年頃）城郭と城下町の体裁は整った。

堀川は、名古屋城築城の折り、福島正則の総指揮により開削された。開削の目的は、名古屋城築城時の資材輸送路と、兩岸に水運を利用する人々を集め名古屋の発展を図るためであった。堀川沿いの町人は、米穀、味噌、塩、酒、薪炭及び加工製品を中心とする商品を取扱い、堀川舟運を利用して、これらを城下町に供給していた。このように、堀川は築城に際しての木材、石材の輸送路から城への生活物資の搬路となった。

このころ、旧大船町南側の地区は農村であり、円頓寺筋の北側は武家屋敷が広がっていた。また、旧大船町地先の河岸地は、本来、舟運の荷役、繫留のためのオープンスペースであった。

四間道周辺地区は、城下町成立時には、都市的町家景観と農村的景観が、併存していたが、この景観の境界をなしたのが四間道であった。

17 世紀後半になると、四間道西側の百姓地の市街化が進み、河岸地には、堀川に面する各屋敷の境界線を延長する形で蔵が並びはじめた。堀川の舟運に依拠した商業活動の基盤がつくられるとともに、現在の四間道周辺の町並みが形成されてくるのである。

(2) 四間道整備と市街地拡大

四間道は、元禄 13 年（1700 年）の大火の後、防火を目的に整備され、道幅を 4 間（約 7m）とし、道の東側は一段と盛土で高くし、石垣の上に土蔵を連続させたと言われているが、土蔵の建設は、元禄の大火前後に盛んに行われていた。四間道整備の目的は、防火のほかに、むしろ、東側の大船町の町人地と、西側の町続地との境界線、また、次第に活発化する堀川沿いの商業活動に対処するための交通需要対策とも考えられる。その後もこの地区は、享保 9 年（1724 年）、宝暦 7 年（1757 年）、文化 8 年（1811 年）と、大火にみまわれているが、その度に、市街地の整備が進められた。いずれにせよ、四間道をはさんで、東側に土蔵、西側に町家が通りに面して建てられているといった、四間道独得の景観は、元文年間（1740 年頃）には生み出されたのである。

(3) 社寺の沿革

地区の周辺には、現在、円頓寺、慶栄寺、高田派愛知別院、浅間社の 4 社寺が立地している。時代を遡れば、長円寺、雲門寺、法蔵寺（薬師堂）が立地していたこと、また、円頓寺は、現在の場所ではなく、もっと南側にあった。

中橋の西、四間道沿いに位置する浅間社は、正保 4 年（1647 年）現在の地に移転した。

「尾張名所図会」（天保 12 年）に描かれた浅間社は、門を構え、境内の周りに高塀をめぐらしており、現状と異なるが、鳥居、拝殿、手洗所の配置は現状と同じである。

円頓寺は、承応 3 年（1654 年）、広井村（旧小鳥町北部）に創建されたが、享保 9 年（1724 年）の大火後、現在地に移った。当寺は戦災に遭い、建物は戦後移築・再建によるものである。

慶栄寺を除いて、現在立地する 3 社寺は、ほぼ同時期（1647～1657 年）に地区内に建設された。また、円頓寺のみが、地区内で創建されており、他は、周辺の農村や碁盤割の会所地からの移転によるものである。

(4) 町割の形成

17 世紀前半の旧大船町の開発以降、その西側の農村地に、町家、社寺、武家屋敷が立地し、市街地化した。

さらに 18 世紀になると、元禄 9 年（1696 年）の替地出来町の開発、元禄の大火（1700 年）後の四間道の整備、享保の大火（1724 年）後の社寺の整備により、ほぼ現在の町割が形成された。その後は、四間道と信行院筋の間を連絡する通路が 2～3 形成されたのみである。

(5) 近世の四間道周辺

「塩町うらから納屋うらまで拾五町余の間、白壁の土蔵には浪花者も舌を巻き、碁盤割の町中に総格子の無商売多くて豊かに暮らすを見ては江戸ッ子もきもをつぶして尻ごみなす」と、天保期（1840年頃）の「天保見聞名府太平鑑」には当時の四間道が表現されている。

同時期の「尾張名所図会」においても、中橋裏浅間社周辺の四間道の景観が描かれており、堀川の水運を利用した大船町の商業活動の隆盛が偲ばれる。

また、清須越商人の大船町筋伊藤家の町家は、近世上層町人の屋敷の特徴をよくとどめており、河岸蔵の一部には座敷を設け、花見や船遊びといった風流な遊びをする大船町商人の繁栄ぶりがうかがえる。

一方、四間道は、東側に土蔵が並んでいるものの、あくまで、大船町通に並ぶ町人屋敷の裏にあたり、近世を通じて四間道側に出入り口を設けた家屋がないというように、閉鎖的なものであった。

四間道の西側は借家の建設が進んでいき、今も残る下町的性格はこの頃からのものである。

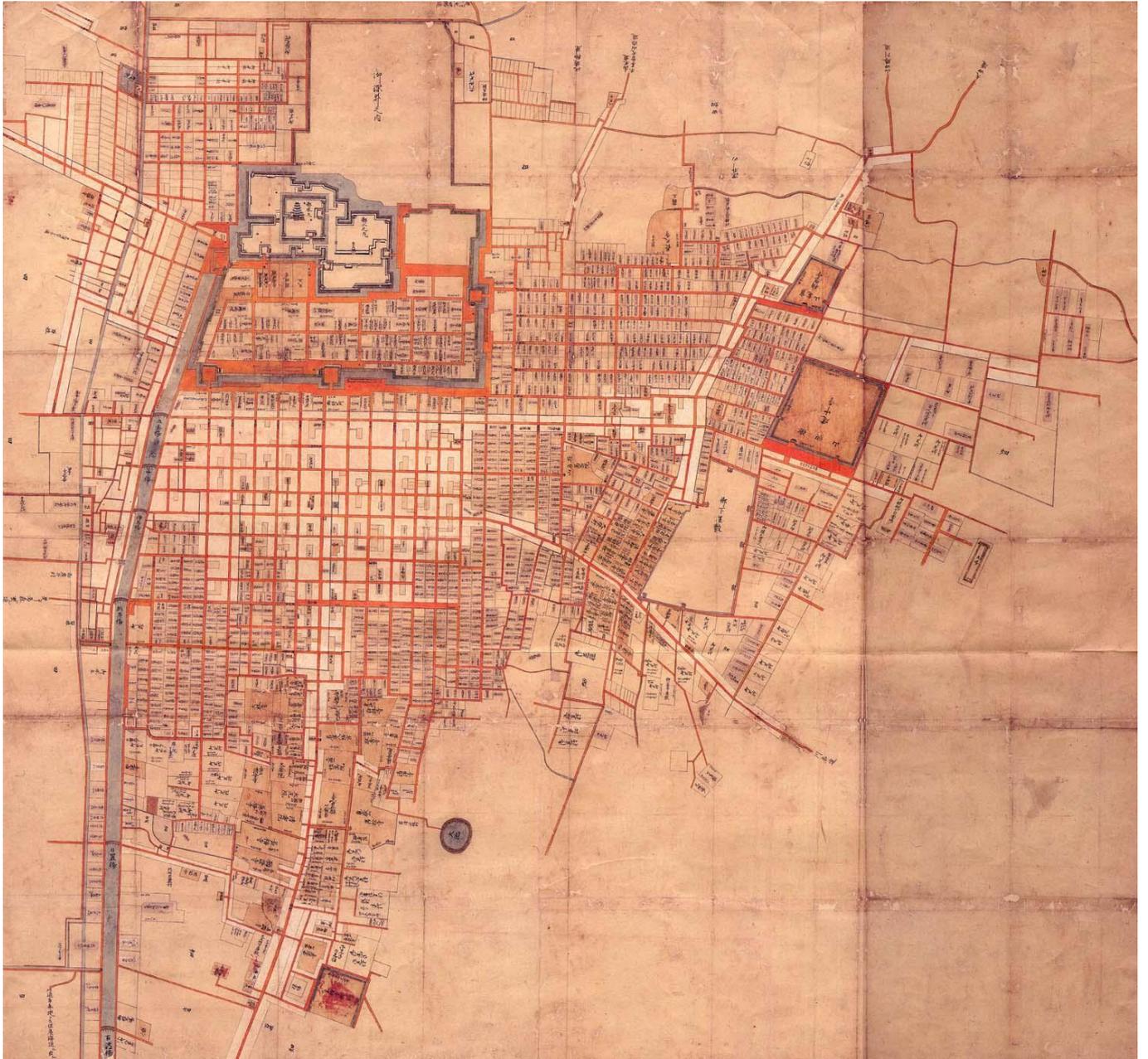
この時期には、現在と同じく、円頓寺、慶栄寺、高田派愛知別院、浅間社の開帳は、参詣者を対象とする見世物、茶店、夜店、辻売が臨時に出され、開帳の娯楽性を高め、地区に非日常的な時間と空間を与え、賑わいを見せていた。

(6) 近代における四間道周辺

碁盤割の城下町が近代都市名古屋へ移行していくのは、東海道本線の全通（明治22年、1889年）、濃尾大地震（明治24年、1891年）後の復興からで、明治20年代以降である。

四間道周辺においては、円頓寺筋に商店街が形成されることによって、近代的様相を示すようになる。円頓寺商店街は、広小路通、大須に次ぐ盛り場で名古屋西部一帯の中心的盛り場であった。円頓寺筋には飲食、洋品、雑貨等の店舗の他、数軒の劇場や寄席もでき、門前町的性格をもち活気を呈していた。

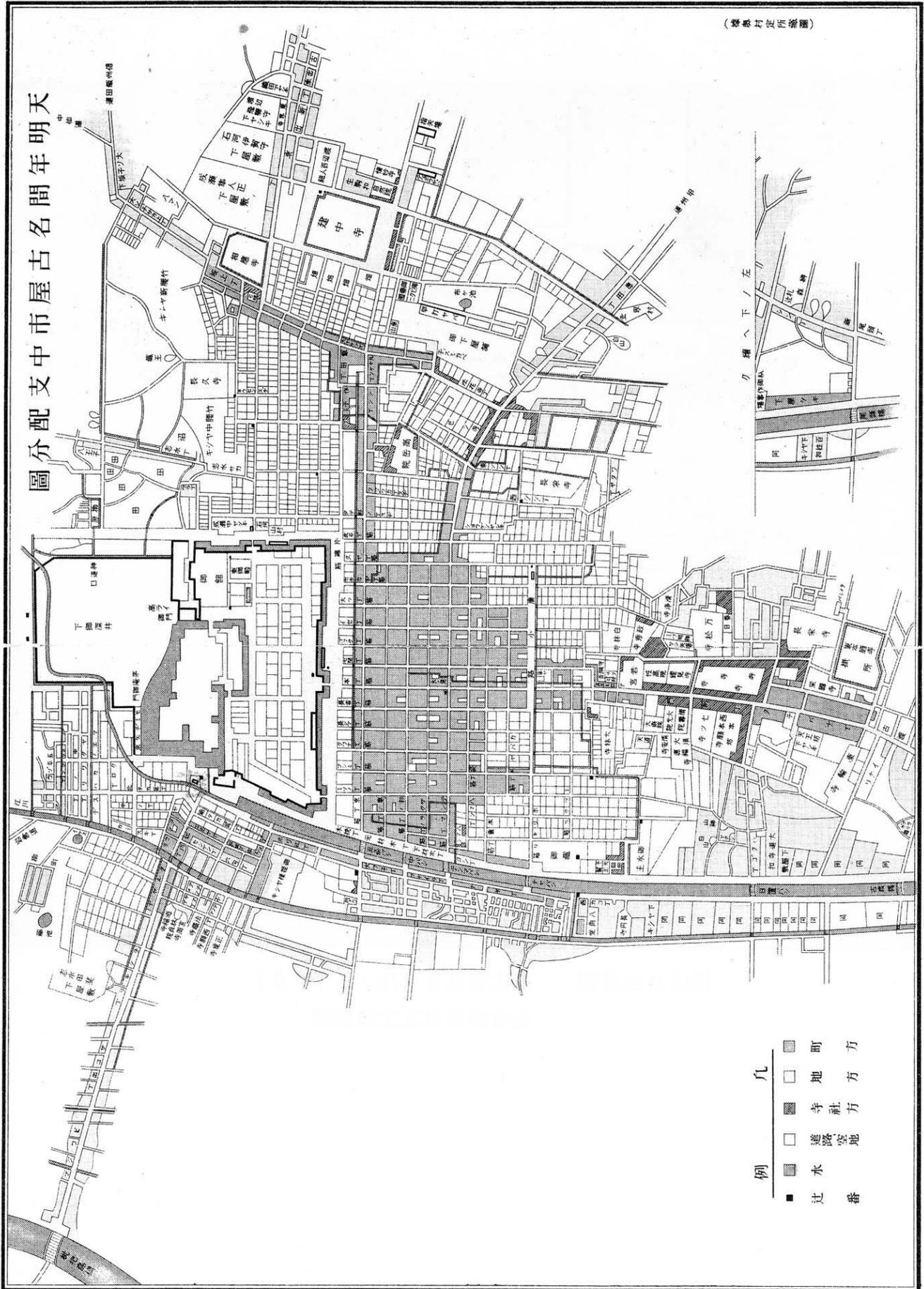
また、大船町筋には、塩問屋、酒問屋、干物問屋、味噌・醤油問屋が並び、川東は下流にかけて、材木問屋が並び、名古屋商業の中心地であった。



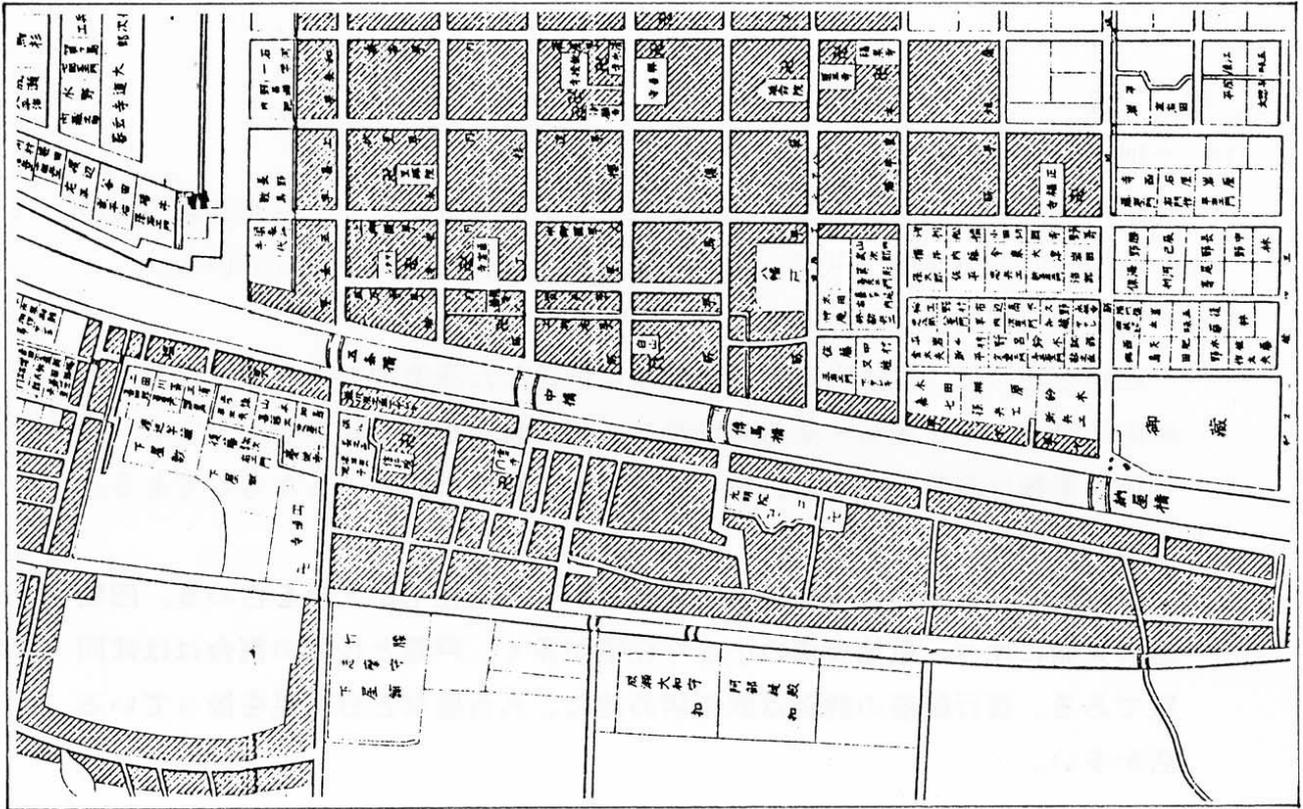
尾府名古屋図 推定宝永6年作（1709）
名古屋市蓬左文庫所蔵

天明年間名古屋市中支配分圖

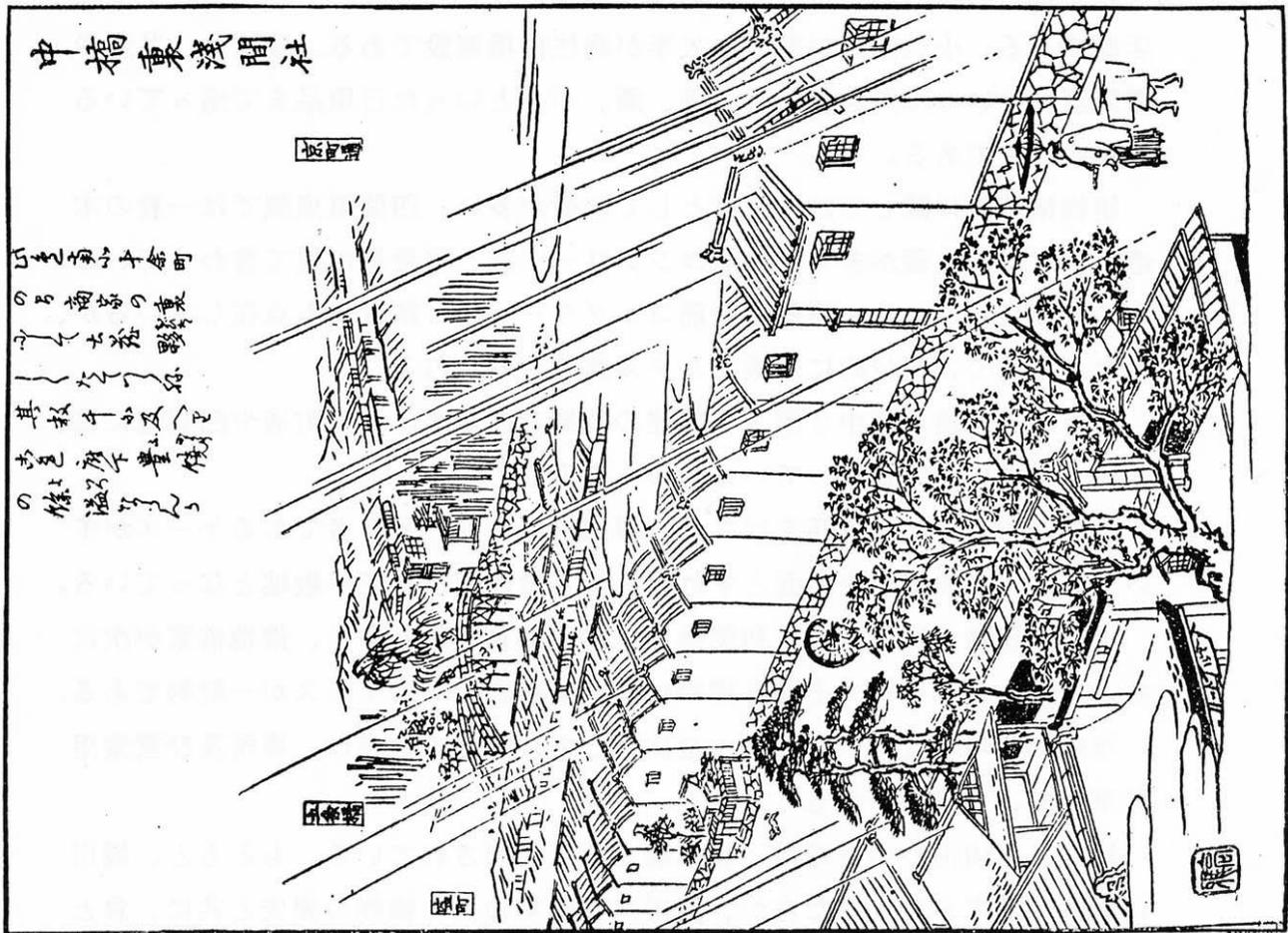
(複製訂定所敬請)



天明年間名古屋市中支配分圖 (1785年頃) 名古屋市史より



元文3年名古屋図 (1738年) 名古屋市史より



中橋裏浅間社周辺の四間道 尾張名所図会より

2. 現 況

(1) 土地・建物の現況

建物用途については、全体的に見ると、歴史的背景により、四間道東側及び大船町通、四間道西側、円頓寺筋の3地区は、違った特徴をもっている。

a. 四間道東側及び大船町通

近世を通じて、生活物資を名古屋城に供給した商業地であるが、現在も大船町通に面して、商業・業務施設及び、その倉庫が多く建ち並んでいる。取り扱い業種は海苔、かつお、粉と油、味噌、醤油の卸といったものである。

b. 四間道西側

信行院筋には商住併用施設もみられるが、専用住宅が大半を占める。四間道の東側に比べ、敷地規模の小さな住宅が多く、戸建と長屋の割合はほぼ同数である。信行院筋の商店は飲食店の他に、八百屋など日用品を扱っている店が多い。

c. 円頓寺筋

戦前は名古屋西部一帯の中心的盛り場であり、今もアーケードを有する商店街である。小売商店が多く、大半が商住併用施設である。業種は、呉服や電気器具といった買回品から、薬、酒、パンといった日用品まで揃っている近隣商店街である。

建物構造等に関しては、全体として木造が多い。四間道東側では一般の木造は少なく、土蔵が多く、鉄筋コンクリート造、鉄骨造に建て替わっているものが点在している。西側は鉄筋コンクリート造、鉄骨造も点在しているが、大半が木造で、部分的に木造モルタル塗りがみられる。

大半が平家建及び中2階、2階建の低層であるが、大船町通や四間道には、3～4階建に建て替わっているものもある。

土地の所有は大船町筋をはさんで堀川沿いと同一所有者であるケースが多い。また、大船町筋を前面とすれば、後ろは四間道まで一敷地となっている。

土地・建物・居住者の権利関係は、持地持家が最も多く、借地借家が次に多いといったふうに、土地と建物は同じ所有者であるケースが一般的である。

空地の利用状況については、全体として、空地の大半は、専用及び営業用駐車場で、公園は一つもない。

特に、堀川沿いの空地は、駐車場として利用されている。もともと、堀川に沿って建てられていた蔵が、運搬路としての川の機能の喪失と共に、蔵としての機能の必要性がなくなり、駐車場に替わったものと考えられる。

また、四間道西側及び円頓寺筋北側の空地も、駐車場に利用されている。

(2) 街路空間の概況

一般に町並みをとらえる場合、道路沿いに建ち並ぶ建物の形態が大きな要因となるが、道路上からみる景観としては、街路空間の状況が、町並みの評価に大きな影響を与える。

地区内の主要な通りは、南北方向における大船町通、四間道、信行院筋、東西方向における円頓寺筋の4本である。

四間道の西側の住宅地区には、何本もの細街路が網の目のようにはりめぐらされており、そのほとんどが、幅員3m以下である。

歴史的にみると、前述の4本の通りは、四間道が拡幅された元禄の大火の頃には、すでに形成されている。他の細街路は、旧替地出来町ができ、借家が建設されるとともに形成された。

地区全体としては、建物群が連続し、公園が少ないことから、緑は少ない。社寺や前庭を有する住宅には、高さ4m以上の樹木が植えられているが面的広がりはない。このようななかで、浅間社は、境内自体はさほど広くないが、樹木の緑が繁茂し、数少ないまとまった緑を景観に与えている。

また、四間道西側の路地には道路に接して建てられた建物の軒下に植木鉢をいっぱいならべて、緑のベルトを作っている。

(3) 建物の保存状況

約半数が明治期以前の建物も含め戦前の建物であるが、伝統的様式をそのままのこしている建物は少なく、何らかの改装がおこなわれている。

伝統様式を残している建物は、大船町通、四間道沿いに多く、円頓寺筋の北側、信行院筋の商業施設はほとんど大改装がおこなわれている。

大船町通や四間道沿い及びその西側には、開口部の改装程度の小改造の建物が多い。

伝統的様式は一戸建ての町家と長屋では様式はちがうが、少なくとも、一階部分の入口は格子戸、その他の開口部には格子が入り、瓦葺きの庇が付く。二階の窓にも格子がつき、比較的新しいものではガラス戸のみとなり、瓦屋根である。

堀川の水運としての機能の衰退とともに河岸の蔵が除去され、空地になっているところが多い。駐車場の必要性から、土蔵跡が駐車場化したり、卸売業では個別建替えで中高層化し、一階部分を駐車場、倉庫にするケースが多い。また、長屋も築後50～60年のものは老朽化し、除去され、新築されるケースも多い。

これら新築の建物は、大船町通、四間道では、中高層化することが多く、構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造である。建物を後退させ、前面を駐車場や荷捌きのスペースにするケースが多い。

住宅地では、在来工法、プレハブ、鉄筋コンクリート造と様々であるが、町家の様式をとらず、全く新しい形式のものや、屋根の形態も妻入りにしているものも多い。

(4) 現状の問題点

前述した伝統的な町家外観に不調和な改装、新築建物や町並みの連続性を断つ空地化に加えて、庇の上へのせられている看板類やテントなどがある。地区の現状及び町並みの変化についてみると、それには内部要因と外部要因がある。

内部要因としては、建物の老朽化、生活様式、商業形態の変化からの駐車場の需要増、建物の中層化、住宅の改善、用地変更等があげられる。

外部要因としては、堀川の水運機能衰退による河岸の土地利用転換、モータリゼーションの普及、円頓寺商店街の衰退等があげられる。

3. 保存地区の特性

保存地区は、堀川開削と同じくして発展してきたことから、町並みにもその水運を利用した商業活動の繁栄を背景とした特色が現れている。

大船町通の町並みの特色は、西側に並ぶ町家と河岸に並ぶ土蔵の景観である。四間道も同じように西側に並ぶ町家と東側の一段高くなった高さ 1m程度の石垣の上に建ち並ぶ土蔵の景観である。四間道の東西は大船町の町家の後背部にあたり、それぞれの屋敷の土蔵が四間道に接して建て連ねられている。連続する石垣と黒の本瓦が町並みに重みを与え、白しっくい壁が落ち着きをもたせている。また土蔵は、四間道に対して、妻入りのものと平入りのものがあり、町並みに変化を与えている。

四間道西側の地域には、市内には珍しい下町情緒が残っており、2~3mの路地の両側に平家建、中2階、2階建の長屋が軒をくっつけるように建ち並んでいる。路地には、小さな御堂や、屋根神さまが祀られているところもある。

大船町通の伊藤家をはじめとする清須越商人の町家は、敷地建物とも広大である。これらは、堀川の水運を利用するため、堀川沿いに河岸蔵をもち、屋敷地は奥行約20間で後背部まで続き、四間道に面して土蔵が並んでいる。

一方、四間道西側は、一般に敷地の間口・奥行ともせまく、長屋形式が多い。しかし、いずれも連続した歴史的町並みが生み出されている。

町家の建物は、一般に中2階建切妻の棧瓦葺で1階の前面には半間の庇と格子がついている。2階の窓の上下には長押を取付け、格子が入っている。古くは、半間の庇部分は吹抜きの土庇で、入口も大戸であり、藪戸を用いたりしていたと考えられるが、今は庇を取り込んで屋内とし、格子が設けられている。

2階壁面は真壁造が一般的であるが建物の両側半間ずつの軒裏や壁を塗籠にしているものもある。又、1階の腰部分も板貼りが多いが、中にはなまこ壁になっているものもある。

この地区の景観を構成する重要な要素の蔵は、ほとんどが本瓦葺である。四間道沿いのものは、1m~1.5mの石垣の上に建ち、その壁面は白しっくい腰部分が板壁のものや、黒しっくいになまこ壁の組み合わせ、あるいは全面板貼りというものもみられる。また妻入り、平入りのどちらにも開口部には瓦葺の庇が設けられている。

4. 保存に関する基本方針

町並み保存は、新しい観点に立つまちづくりである。町並み保存の基本方針は、今に残る保存地区内の優れた歴史的景観を後世に伝えるために、地域の人々の理解と協力を得て、町並みを保存しつつ、良好な住環境の整備を図ることにより、保存地区の特性を生かしたまちづくりをめざすことである。

保存地区の整備は、大船町通、四間道の町家・土蔵など貴重な町並みの景観の保存を重視しているものとする。そして、それらに必要な助成についても定めるものとする。

保存地区の特に重要な建物・石垣などを指定し、その保存整備を進める。

町並み保存事業を進めていくうえで、行政と地域の人々、あるいは地元組織の間において、常に連絡調整を密にし、地域住民の一人一人が、まちづくりに対する意識を高め、町並み保存を通して、新しいコミュニティの形成を図るようにしていくものとする。

保存地区内の良好な住環境を守るために、行政の施策に加えて、既存制度を活用した地区住民の自発的な緑化協定・建築協定・景観協定あるいは、地区計画等との連動に努めるものとする。

2 建造物の指定

保存地区内において、『町並みの特性を維持していると認められる戦前までに建てられた町家・土蔵及び塀』を「伝統的建造物」に指定する。

また、伝統的建造物以外の『町並みと一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件』を「必要物件」とし、次のように指定する。

- (1) 伝統的建造物（主屋・土蔵・塀など）別表1のとおり
- (2) 必要物件（浅間神社・石垣・屋根神など）別表2のとおり

別表1、2については省略しています。詳しくは
歴史まちづくり推進室までお問い合わせください。

3 保存整備計画

現在の良好な住環境を保全し、近世から近代にかけての歴史的景観を可能な限り保存していくことを目標とする。

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物については、主として通常望見できる外観を保存するために、修理基準A（主屋）・修理基準B（土蔵）により、伝統的な形式に従い、復原、保存修理を行うものとする。また門・塀などについては、各々固有の形式に復原、保存修理を行うものとする。

(2) 伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建造物については、建造物等の外観で道路から見える部分について、特にその位置・高さ等、町並みの特性に調和するよう修景を行うものとし修景基準を設ける。

(3) 必要物件

保存地区内の町並みの景観を構成している必要物件（浅間神社・石垣・屋根神・物揚場石畳など）については、保存に務め、必要に応じて、復原あるいは修景を行うものとする。

4 環境整備計画

(1) 住環境の整備

町並み保存のために必要な住環境の整備については、順次、計画を立てて進めていくものとする。

① 保存地区内において、道路・橋・河川・公園その他公共施設の整備を行う場合には、町並み保存との整合性を十分に配慮し、整備していく。

② 保存地区にある電柱や架空電線は、特に歴史的な環境にふさわしい形に整備するよう要請していくものとする

また、街路灯など設置にあたっては、町並みと調和するようにデザイン等に配慮する

③ 周囲の景観にふさわしくない広告物・看板・テレビアンテナ等は、町並みと調和するように配慮して整備する。

(2) 管理施設等の整備

保存地区内についての理解を深めるために、必要な個所に案内板を設置する。

なお、これに類するものを設置する場合には、デザイン等、町並みに調和したものにしていこうとする。

(3) 防災設備等の整備

保存地区内における火災の早期発見、初期消火をめざして、消防設備の整備に努めるものとし、各戸の火災報知設備や消火器の設置を促進する。

5 助 成 措 置

(1) 経費の補助

町並みの保存のために必要と認められる次のような経費については、当該物件の所有者等に対して、補助基準（別表6）により、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

- a. 伝統的建造物、それ以外の建造物及び必要物件等の修理、修景その他の保存整備に要する経費
- b. 町並み保存上特に配慮を要する施設、町並み保存に寄与するために行われる整備その他に要する経費
- c. 町並み保存を目的とする保存地区の住民団体の活動に要する経費

(2) 技術的援助

保存地区内における建造物の修理、修景計画等の相談に応じ、あわせて指導及び助言を行う。

別表3 修理基準A（伝統的建造物の主屋）

1. 構	造	・木造真壁造り
2. 階	数	・中2階建、2階建
3. 屋 根	形 式	・切妻平入り
	勾 配	・周囲の建物に合わせる。
	材 料	・いぶし日本瓦葺
	軒 裏	・野地板・極あらわし、塗籠も可
4. 庇	形 式	・半間の差し掛けを設け、瓦葺とする。
	庇 裏	・野地板・極あらわし、塗籠も可
5. 2階壁面	壁	・真壁、塗籠も可
	窓	・木製の格子 ・木製建具又は濃い茶色のサッシとする。
6. 1階壁面	壁	・真壁
	腰	・原則として下見板貼り、堅羽目板貼りとする。なまこ壁も可
	窓	・木製建具又は濃い茶色のサッシとし、原則として木製格子をつける。
	出入口	・原則として木製格子戸とする。
7. その他	樋	・黒もしくは濃い茶色のもの又は銅製とする。
	広告物	・伝統的建造物にふさわしいものとする。
	木部	・外部の新設の木部は原則として古色仕上げとする。
	設 備 機 器	・通路等から通常望見できる部分に露出しないようにする。
	他	・その他各部、伝統的建造物にふさわしい意匠・形態にする。

別表4 修理基準B（伝統的建造物の土蔵）

1. 構	造	・土蔵造り
2. 屋 根	形 式	・切妻平入り又は妻入り
	材 料	・いぶし日本瓦葺
3. 壁 面	壁	・白しっくい、黒しっくい、板貼り
	腰	・板貼り、なまこ壁
	基 礎	・石積み又は石貼り
	開口部	・瓦葺の庇付とする。

別表5 修景基準（伝統的建造物以外の建造物）

A. 建築物の位置及び規模

1. 基本方針	・現在の低層の居住環境の保全と大船町通、四間道通に代表される近世城下町の町割を可能な限り保全する。
2. 建物の位置	・可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。
3. 敷地面積	・現在の敷地の形状を原則として維持する。
4. 高さ・階数	・歴史的景観との調和がはかれるように配慮し、原則として2階建て以下とする。

B. 建物の意匠及び形態

1. デザインの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・外観は特に歴史的景観との調和に留意する。 ・原則として、建物外観は、前面に庇のついた伝統的な町家の様式にする。 ・四間道東側については、可能な限り、土蔵造りの様式にする。
2. 屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、切妻・平入りの勾配屋根とし、屋根・庇ともいぶし日本瓦葺とする。 ・町家の形態がとれない場合でも、原則として、色彩は黒又はねずみ色とし、勾配屋根にする。
3. 壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と不調和な色彩、過度の装飾は避ける。 ・色彩は白・黒・茶を基調とする。
4. 開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・建具は木製又は濃い茶色のサッシとする。 ・原則として、窓には本格子をつける。

C. 建築設備等

1. 建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・煙突・テレビアンテナ・配管類・メーター類等の建築設備は道路等から見えないように配慮する。(防災設備は除く)
2. 塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀・コンクリート塀・フェンス等、不調和な塀・柵を避け、伝統的な形式にならった和風の屋根付のものとする。
3. 擁壁・石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。 ・やむを得ず設ける場合は、石積み・石貼り又は植栽で表面をおおうこととする。 ・四間道の石垣の連続性を保つ。
4. 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン・色彩・大きさ等は、町並みの景観に調和したものとする。 ・2階の軒より低くし、建物より前には設置しない。 ・屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等はいずれも原則として設置しない。
5. 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。やむを得ず設ける場合は、街路景観の連続性や周辺の景観に調和するように修景を行う。
6. 車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸又は木製折りたたみ戸とする。 ・やむを得ず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とする。 ・シャッターケースは、道路等から見えないようにする。

D. 土地

1. 土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地の形質の変更は行わないようにする。
2. 樹木の伐採植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・地区を特色づけている樹木・生垣等については伐採しない。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。
3. 未利用地	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から見える大規模な未利用地については、周囲に伝統的な塀を設けて、景観との調和をはかる。

別表6 補助基準

補 助 対 象		補助率	限度額
1. 伝統的 建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費、なおその保存上、構造耐力上主要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。	7/10 以内	500 万円
	b. 修理工事に伴い、その保存上必要と認められる内部の改造に要する経費	5/10 以内	100 万円
	c. 建造物保存のために、特に必要な防災設備（火災報知器など）の設置に要する経費	5/10 以内	30 万円
2. 伝統的建造物以外	a. 新築・増築・改築・移転・修理・色彩の変更で外観を修景するのに要する経費	6/10 以内	300 万円
3. 必要物件の復旧に要する経費		5/10 以内	100 万円
4. 修景上必要な和風塀や生垣、植栽等に要する経費		5/10 以内	100 万円
5. 上記の各項において、建造物の補助対象部分は、その外観で原則として道路から見える部分とする。			
6. 各補助金の限度額は各号の通りとするが、伝統的建造物については、教育委員会が特に必要があると認める場合には、限度額を超えてその額を定めることができる。			
7. 町並み保存上特に配慮を要する施設の整備、又は、町並み保存に寄与するために行われる整備あるいは建物の公開、その他に要する経費については、教育委員会が特に必要と認める場合には、その一部を補助することができる。			
8. 町並み保存を目的とする保存地区の住民団体の活動に要する経費については、その事業活動に対して、その経費の 1/2 以内で 50 万円以内を補助することができる。			